

岩手県告示第473号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第373号）で公示した公共測量を終了した旨東北農政局和賀中央農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和7年7月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 北上市及び花巻市
- 2 実施した期間 令和6年5月2日から令和7年2月18日まで
- 3 実施した公共測量の種類 路線測量及び4級基準点測量